# 平成２７年度南伊勢町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

## １　目的

この方針は、国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づき物品及び役務の調達等に関し、障害者就労支援施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労支援施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障害者の自立の促進に資することを目的とする。

## ２　用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## ３　適用範囲

本方針は、町の全ての組織を対象とする。

## ４　調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労支援施設等は、次のとおりとする。

(1)　障害者支援施設
(2)　地域活動支援センター
(3)　障害福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)
(4)　小規模作業所
(5)　障害者優先調達推進法施行令(平成 25 年政令第 22 号)第 1 条第 1 項に規定する事業所(特例子会社)
(6)　障害者優先調達推進法施行令(平成 25 年政令第 22 号)第 1 条第 2 項に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
(7)　在宅就業障害者
(8)　在宅就業支援団体

## ５　調達の対象品目

障害者就労施設等から調達する物品等及び目標は別紙のとおりとする。

## ６　調達の推進方法

(1)　調整担当部署は、年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案のうえ、障害者就労施設等からの調達の目標を決定し、町ホームページ等により公表する。
(2)　各所属は、障害者就労支援施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方

自治法施行令、南伊勢町会計規則等関連規程に従い、随意契約方式を活用しながら、障害者就労支援施設等からの調達の推進に努めるものとする。

(3)　各所属は、障害者就労施設等に対し調達を行うときは、可能な範囲内で、障害者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。

(4)　調整担当部署は、本方針及び町内の障害者就労施設等の情報を各所属に周知し、障害者就労施設等からの調達の推進を図る。

7　調達方針及び調達実績の公表

(1)　本方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。

(2)　調達実績については、年度終了後にその概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8　留意事項

(1)　調整担当部署は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

(2)　障害者就労施設等からの物品の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、その他の施策との調和を図るものとする。

(3)　障害者就労施設等への発注に当たっては、特定調達品目に限ることなく、幅広い品目について発注の可能性を検討するものとする。

9　調整担当部署

本方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び各所属への周知等に関する調整事務は、福祉課が行う。

１０　施行期日

本方針は告示の日から施行する。

別表
平成 27 年度　調達する物品及び調達目標

| 番号 | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 役務 | ・南伊勢町災害備蓄用物品作成作業<br>非常食（災害用備蓄保存用パン）の包装等（ラベルシール貼り）の業務<br>（数量）　5,000 食<br>（時期）　平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月 |
| 2 | 役務 | ・南伊勢町敬老記念品作成作業<br>老人の日記念事業における敬老記念品の「のし掛け作業等」<br>（数量）　2,200 個<br>（時期）　平成 27 年 9 月 |
| 3 | 物品 | ・南伊勢町保育所食料品<br>（数量）　5,700 個<br>（時期）　平成 27 年 7 月～平成 28 年 3 月 |